

身体障害者福祉法第 15 条第 1 項の規定による医師の指定申請の手続きについて

○指定医師

身体障害者福祉法第 15 条第 1 項の規定による医師（以下「指定医師」という。）は、身体に障がいのある者が身体障がい者手帳の交付の対象となるか否かの根拠となる診断書を作成する医師であり、大阪市内の医療機関に所属し診断を行う医師については、大阪市長が大阪市社会福祉審議会の意見を聞いて指定します。

○手続き

これまでに指定医師の指定を受けていない市内の医師、または他の都道府県・指定都市等ですでに指定を受けている指定医師が勤務先を変更し、本市において指定を受けようとするときは、次に挙げる書類を本市に提出してください。（提出は郵送可）

※ 原則として常勤の医師に限ります。一人の医師が指定を受けることができる勤務先は一医療機関です。

〈必要書類〉 ◇書類はすべてA4サイズに調整して提出してください。

1. 指定医師申請書 （様式第1号）
2. 同意書 （様式第2号）
3. 経歴書 （様式第3号）
4. 医師免許の写し
5. 「指定を受けようとする障がいの種類」に関する業績目録
（受けようとする障がいの種類ごとに、概ね5編以上の論文、学会発表等の業績をまとめた業績目録を作成してください）
6. 障がい分野に関係する専門医・指定医・認定医を証する文書の写し

※じん臓に関する医師については、日本透析医学会専門医認定証もしくは日本腎臓学会腎臓専門医証、視覚に関する医師については、日本眼科学会専門医認定証、聴覚に関する医師については、耳鼻咽喉科学会専門医認定証が必要

○指定基準

- ・ 医師の指定は、原則として一人につき一つの障がいの種類とする。
- ・ 医師の医療経験は、大学の医局又はこれに準ずる病院等において、指定を受けようとする診療科目の診療について、下記の臨床経験を有し、さらにその診断に関する相当の学識経験を有すること。
 - ◇視覚障がい、聴覚障がい、平衡機能障がい、音声・言語機能障がいについては3年以上
 - ◇肢体不自由については5年以上
 - ◇内部障がい（呼吸器、心臓、じん臓、ぼうこう、直腸、小腸、肝臓）については7年以上
 - ◇免疫機能障がいについてはエイズ拠点病院等の内科及び小児科等でHIV診療に従事していること。